

株式会社輝ホールディングス 実務者研修 学則

第1条（目的）

「かがやきヘルパースクール伊丹校 介護福祉士実務者研修通学課程」は高齢者及び障害者の自立支援を目的としたケアを実践する介護福祉士の養成を目指し、介護福祉士実務者研修を通して、受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、より専門的な知識・技術を取得するための機会にすることを目的とする。

第2条（名称）

名称は「かがやきヘルパースクール伊丹校 実務者研修」という。

第3条（所在地）

当法人は、株式会社輝ホールディングス 大阪府吹田市朝日町23番14号 blancビル2F

研修場所(面接授業)は、兵庫県伊丹市西台1丁目6番6号 フォレスト伊丹201号、203号、301号において実施する。

第4条（修業年限・定員・学級数・課程名）

（1）当コースの修業年限及び定員・学級数・課程名は次のとおりとする。

修業年限：6カ月

定 員：1コース 15名

学 級 数：1コース

課 程 名：介護福祉士実務者研修 通学課程

在籍期間：2年

＊尚、医療的ケアについては、受講生に合わせて日程を追加するものとする。

第5条（受講対象者・科目免除）

（1）受講対象者は次のとおりとする。

受講対象者は、本人を管轄する公共職業安定所を通じて申し込みをした、福祉・介護関連の知識及び技能を習得し、福祉施設や病院等へ再就職を希望するものとする。

（2）科目免除は認めない。

第6条（受講時期・受講者選考の方法）

（1）受講時期

4月1日～9月30日 4月16日～10月15日

5月1日～10月31日 5月16日～11月15日

6月1日～11月30日 6月16日～12月15日

実務者研修（職業訓練）通学

7月1日～12月31日 7月16日～1月15日

8月1日～1月31日 8月16日～2月15日

9月1日～2月29日 9月17日～3月16日

10月1日～3月31日 10月17日～4月16日

11月1日～4月30日 11月17日～5月16日

12月1日～5月31日 12月17日～6月16日

1月1日～ 6月30日	1月17日～ 7月16日
2月1日～ 7月31日	2月17日～ 8月16日
3月1日～ 8月31日	3月17日～ 9月16日

上記の内 2 コースを開講とする。

尚、上記期間の内、同時期に行う講座は2コースまでとする。

(2) 受講者選考の方法については、委託される職業訓練に伴う選考方法に準ずる。

第7条（受講料・手続き・その他受講中にかかわる諸費用について）

(1) 受講料は以下の通りとする。

受講料：無料

テキスト代 12,800円（税別）中央法規実務者研修テキスト全5巻

※テキスト代は開校式当日に持参し、開校式以降の返金には応じない。

(2) 受講手続きについては、本人を管轄する公共職業安定所を通して行う。

(3) その他受講中にかかる費用について次の通りとする。

訓練実施機関及び、訓練実施機関以外で行われる授業、

実習先までの交通費については実費とする。

その他、実技・演習における準備物についても実費とする。

第8条（受講期間及び日時数・履修方法・補講）

(1) 受講期間・受講日数及び時間については次の通りとする。

無資格者が履修しなければいけない時間数（別紙1）をすべて含み、

かつ公共職業訓練の日程に基づいて作成したカリキュラムに準ずる。

尚、実務者研修の1時限の講義時間は50分とする。

(2) 履修の方法については次のとおりとする

・講義は、本校の講義・演習室において実施する。

(3) 補講については以下の通りとする。

可能な科目：全ての科目

上 限：総時間数の2割まで

方 法：講義（放課後及び授業以外の日程を本人と相談の上実施する。）

費 用：訓練期間中の補講に何しては、無料とする。

但し、訓練期間終了後に補講を受ける場合は補講料が発生する。

1,500円／1時間（補講料は補講時に支払うこと。）

実務者研修（職業訓練）通学

第9条（学習の評価・課程修了の認定、修了証明書の交付）

(1) 学習評価については次のとおりとする。

- ・各科目、講義修了毎に履修評価を行い、60点以上を合格とする。
- ・修得度の履修評価は授業科目によって、筆記試験又は実技演習のいずれかとする。
- ・合格点に達しない場合は合格点に達するまで再提出又は再評価を行う。

(2) 修了証明書の交付については、出席日数が総日数の3分の2以上を満たし、訓練期間内にすべての履修評価において合格点に達したもののについて交付する。

第10条（休業日・出席停止）

(1) 当法人の休業日は次のとおりとする。

- ・ 年末年始 ・ 盆休み
- ・ 非常変災その他急迫の事情がある場合授業を行わない時がある。
- ・ 受講上必要と認めた時は、休業日に授業を行う時がある。
- ・ その他、当法人の代表理事が定めた日

(2) 出席停止について次のとおりとする。

- ・ 当法人代表理事はインフルエンザ等、感染の恐れがある受講生に対しては出席を停止させることが出来る。

第 11 条（休学、退校、復学等）

(1) 休学・復学については認めない。

(2) 退校については委託先の職業訓練の規定に準ずる。

尚、退校を希望する者については、所定の退校届を提出し許可を受けなければならない。

また、履修した科目については履修証明書を発行する。

第 12 条（職員の組織）

職員の組織については以下のとおりとする。

学校長

専任教員 うち4名は教務主任とする。

その他の教員 医療的ケア教員

事務職員

第 13 条（個人情報）

当法人で知り得た個人情報は適切に管理し、本人の承認なく第三者に開示・提供することはない。

第 14 条（罰則）

受講生が学則、その他当法人の定める諸規則を守らず、また本分を逸脱した場合は、注意・警告・出席停止・退学とする。

上記の罰則は以下の受講生に対してのみ行うものとする。

- (1) 素行不良で改善の見込みが無いもの
- (2) 修得状況の改善の見込みが無いもの
- (3) 正当な理由が無く欠席が長期にわたるもの
- (4) 秩序を乱し、他の受講生に対して著しく迷惑をかけたもの
- (5) 故意に諸設備を破損させ損害を追わせたもの 尚、この場合は賠償の義務を負う

第 15 条（雑則）

この学則の実施に関し必要な事項に関しては、当法人 代表理事が別に定める。

第 16 条（付則）

この学則は、令和5年10月1日から実施する。

令和6年10月1日 改定